別紙２

幼保連携型こども園 設置運営事業者の募集にかかる諸条件

１　全般

⑴　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日内閣府、文部科学省、厚生労働省令第１号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年１２月２９日厚生省令第６３号）、保育所の設置認可等について（平成１２年3月３０日付け児発第２９５号厚生省児童家庭局長通知）及びその他関係法令に適合すること。

⑵　事業者自らが幼保連携型認定こども園を建設運営すること。

⑶　事業者自らが幼保連携型認定こども園を建設運営するための、各種申請等の諸手続きを行うこと。

⑷　事業者決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いの要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。

⑸　運営は、これまで市が行ってきた保育所運営の方法を参考にすること。

２　認可保育所等の設置認可等に関すること

⑴　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第１項に基づく認可を受け、開設する幼保連携型認定こども園の設置及び運営をすること。

⑵　西尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年9月３０日西尾市条例第２３号）を遵守し、特定教育・保育施設として確認を受けること。

⑶　運営開始日　令和１１年４月１日

⑷　保 育 時 間　通常保育　１日８時間（午前８時から午後４時まで）
長時間保育　午前７時３０分から午後７時までの時間帯を想定
上記以外の時間帯設定については任意
休日・祝日保育を行うこと
休日保育時間（午前７時３０分から午後７時まで）
祝日保育時間（午前７時３０分から午後６時３０分まで）

⑸ 休園可能日　年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）

３　新園施設

⑴　幼保連携型認定こども園の設計建設にあたっては、愛知県の幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年１０月１４日愛知県第５８号）、建築基準法（昭和２５年５月２４日法律第２０１号）、都市計画法（昭和４３年６月１５日号外法律第１００号）、消防法関係規定、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和５４年６月２２日法律第４９号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年７月８日号外法律第５３号）及びその他関係法令に適合させること。

⑵　利用園児及び職員に対する安全かつ安心が行き届いた施設にすること。特に障がい児の安全については特段の配慮をすること。

⑶　室内で園児が遊戯できる部屋（遊戯室）を設けること。
⑷　低年齢児保育室には床暖房設備の設置に努めること。
⑸　各保育室等に空調設備を設置すること。
⑹　バリアフリー化に努めること。
⑺　耐震性能が優れている施設にすること。
⑻　防災・減災を考慮した施設にすること。
⑼　温室効果ガス対策に努め、エネルギーの効率的かつ有効利用を図り、可能な限りのエコロジカルアイデアの採用に努めること。
⑽　建築物のライフサイクルコストを考慮に入れ、経済設計に努めること。
⑾　周辺の環境に合った外観に配慮すること。
⑿　日照権等、近隣住民に十分な配慮をすること。
⒀　事業者として決定した後、工事内容等について町内会、近隣住民等に対して十分な説明を行い、要望等について誠実に対応すること。
⒁　工事契約業者については、一般競争入札により選考を行うこと。

4　基本原則

⑴　園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
⑵　虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
⑶　懲戒に関し子ども福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
⑷　事業者代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、市の保育行政をよく理解し、市の関連施策にも積極的に協力すること。
⑸　園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた園をめざし、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
⑹　事業者が社会的信望を有すること。
⑺　実務を担当する幹部職員が幼児教育、又は、社会福祉事業について知識、又は、経験を有すること。
⑻　事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財務内容が適正であること。
⑼　事業者として決定した後、園運営等について園、町内会、近隣住民等に対し十分な説明を行い、要望等について誠実に対応すること。
⑽　各種関係法令を遵守すること。

5　園運営・事業内容に関すること

⑴　指導計画の作成について

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成２９年３月３１日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第１号）に基づき、全体的な計画及び指導計画を作成し、教育・保育を実施すること。

⑵　行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではない。

⑶　特別な支援を要する子ども及び保護者への対応について

特別な支援を要する子ども及び保護者への対応については、市家庭児童支援課など関係機関と連携して行うこと。

⑷　連携・交流について

近隣の小学校と連携・交流を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するように努めること。

6　職員の配置等に関すること

⑴　園長

幼稚園、保育所、又は、幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）に正規職員として開園までに５年以上の勤務実績を有する者、若しくはこれと同等の経験を有する専任の正規職員を配置すること。

⑵　主幹保育教諭

園長を補佐する者として、専任の正規職員を配置すること。

⑶　幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭等は、保育所などに勤務経験を有する者を一定以上含み、世代の偏りがないように構成配置すること。

⑷　教育・保育に直接従事する職員

教育・保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。

園児の区分	員　　数
ア　４・５歳児	３０人につき１人
イ　３歳児	１５人につき１人
ウ　２歳児	６人につき１人
エ　１歳児	５人につき１人
オ　０歳児	３人につき１人

7　職員研修に関すること

⑴　業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

⑵　市が実施する保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

8　給食に関すること

⑴　「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び市が作成する「衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理に努めること。また、ＨＡＣＣＰの概念の導入に努めること。

⑵　食物アレルギー対応については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び「西尾市保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取扱いを行うこと。

⑶　給食については市が作成する献立に基づき実施することもできる。

⑷　離乳食、アレルギー食、配慮食等に個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

⑸　調理は、自園調理とする。

９　健康診断に関すること

⑴　利用園児に対し、入園前健康診断及び少なくとも１年に２回の定期健康診断を実施すること。

⑵　職員への健康診断は少なくとも年１回実施し、給食調理に携わる者は毎月２回以上検便を行うこと。

１０　その他の保育内容等について

⑴　施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度に加入すること。

⑵　第三者評価を実施し、教育保育内容の向上に努めること。

⑶　市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。

１１　運営費に係る補助等

⑴　運営費等

ア　運営費委託費

公定価格により算出

イ　市単独補助金

西尾市民間保育所等運営費補助金（人件費、管理費、給食費）

※ 当該補助金の関係予算が可決されない場合、補助金は交付しません。

⑵　長時間保育事業委託料について

保育時間１１時間超の部分については「子ども・子育て支援交付金交付要綱」で定められた額及び午後６時３０分以降に提供したおやつ代

１２　その他

⑴　市長は、選定された事業者がこの募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又は、その他の事情により適正な教育及び保育事業の実施が困難と認めるときは、実施事業者としての選定の決定を取り消すことができる。

⑵　保護者へ費用を求める場合は、保護者及び市と協議すること。

⑶　保護者負担について

ア　施設使用料を始めとする各種負担金は徴収しないこと。

イ　個人用具等（制服等）については、現在使用しているものを在園中は認めること。

ウ　保護者会（父母の会）の会費の額は、保護者に委ねること。

⑷　運営開始前に、職員を西尾市立寺津保育園及び西尾市立巨海保育園に派遣して、実際に保育を実施しながら保育所運営に関する引き継ぎを行うこと。

⑸　子どもが怪我をしないように、安全対策や訓練を実施すること。

⑹　市と締結する契約に基づき、誠実な施設運営を行うとともに、設置運営方法に関する内容を大きく変更しようとする場合には、市と必ず協議すること。

⑺　この諸条件に定めのない事項については、市と協議し定めること。